市町村の優遇制度（税）

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
北九州市 グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	固定資産税の課税免除 ※固定資産取得の期限 ：平成24年4月1日から、指定法人の有効期間又は令和6年3月31日までのいずれか早い日までの間	※グリーンアジア国際戦略総合特区の計画に沿った事業を行う事業者が、総合特区の区域内において、取得した固定資産のうち以下のもの。 ①土地、家屋及び償却資産で総合特区の事業の用に供するもの（建物・構築物は取得価格1億円以上） ②償却資産で総合特区の事業に係る研究開発の用に供するもの（研究開発用機械設備等は、2,000万円以上）	―	3年間	北九州市市税条例
福岡市	固定資産税・都市計画税の課税免除 ※固定資産取得の期限：福岡市指定法人の指定を受けた日から令和6年3月31日まで グリーンアジア国際戦略総合特区指定区域	グリーンアジア国際戦略総合特区の事業を行う企業のうち，福岡市指定法人の指定を受けたものが、総合特区の区域内で新たに取得した固定資産のうち以下のもの。 ①総合特区の事業の用に供する家屋及びその附属設備・構築物　１億円以上 ②総合特区の事業の用に供する機械及び装置　1,000万円以上 ③総合特区の事業の用に供する機具及び備品　　500万円以上	常用雇用者の雇用 （人数要件なし）	3年間	福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例
	本社機能整備に係る 固定資産税の不均一課税 ※令和6年3月31日までに、福岡県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受ける必要があります。	家屋等（建物、付属設備、構築物）、機械及び装置、器具備品等の取得合計額が3,800万円（中小企業の場合は1,900万円）以上	5人（中小企業の場合は2人）以上増加すること ※福岡県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けるための要件	3年間 1年目：税率0%（課税免除） 2年目：税率0.35%（通常の1/4） 3年目：税率0.7%（通常の1/2）	福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例
大牟田市	固定資産税の課税免除	2,000万円超（用地費除く）	新規常用雇用者3人以上	3年間	大牟田市企業立地促進条例
直方市	固定資産税の課税免除	1億円（農林漁業関連業種にあっては5,000万円）を超えること ※平成19年総務省令第94号第2条に定める施設が対象 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条に規定する地域経済牽引事業計画の認定を得た事業者	―	3年間	直方市企業誘致条例
飯塚市	固定資産税の課税免除（用地費含まない）	2,100万円超 （市内一部地域）	―	3年間	飯塚市工場等誘致条例
田川市	固定資産税の課税免除	500万円超 ※ただし、製造業又は旅館業は下記の資本金の額等による 【5,000万円超～1億円以下】1,000万円以上 【1億円超】2,000万円以上	新規雇用者又は転属者1人以上	1年間又は3年間	田川市企業の誘致及び育成に関する条例
柳川市	固定資産税の課税免除	2,100万円超	新規常用雇用者5人以上 ※新規常用雇用者10人以上	5年間 ※6年目以降の5年間50%	柳川市企業立地等促進条例
八女市	固定資産税の課税免除	2,700万円超（用地費含む）	正規常勤従業員 10人以上	3年間	八女市工場等設置奨励条例
		500万円以上（用地費含む） ※資本金に応じて投下固定資本額や取得要件が変更 ※製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に限る	―		八女市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
筑後市	固定資産税の課税免除	2,500万円以上 （用地費は含まない）	新設：5人以上を常時雇用 増設・更新：過去1年間で減少なし	3年間	筑後市産業振興促進条例
行橋市	固定資産税の課税免除	2,100万円以上（用地費含む）	新規雇用5人以上	3年間	行橋市企業誘致条例
豊前市	固定資産税の課税免除	新設2億円以上	市民新規雇用10人以上	3年間	豊前市企業立地促進条例

市町村の優遇制度（税）

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
中間市	固定資産税の課税免除	3,000万円以上	常用従業員数5人以上	3年間	中間市企業誘致条例
小郡市	固定資産税の課税免除	市内に事業所等を新設または増設 ・要件なし ※賃借の場合、自社所有の償却資産のみ適用対象 【対象業種（オフィス系）】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター	常時従業員3人以上	3年間	小郡市事業所等設置奨励条例
		市内に事業所等を新設または増設 ・1億円以上（用地費除く） 【対象業種（工業系）】 ⑦製造業 ・グリーンデバイス関連（半導体製造等） ・蓄電池関連 ・自動車関連（先端技術・環境配慮型） ・ロボット・AI・IoT関連 ・環境エネルギー産業関連（環境配慮型） ・次世代産業関連（水素エネルギー等） ・バイオ関連（製薬等） ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 ⑧データセンター	常時従業員10人超		
筑紫野市	固定資産税の課税免除	条例で定める区域内での新設･増設･移設 3,000万円以上 ※土地は操業日の前3年以内に取得したものに限る。	市民の新規常時雇用5人以上	3年間	筑紫野市企業立地促進条例
宗像市	固定資産税の課税免除	5,000万円以上 （用地費含む） ※対象業種により立地区域の指定あり	（製造業、情報サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業） 市民の新規雇用従業員　10人以上 （上記以外の対象業種企業） 市民の新規雇用従業員　5人以上	3年間	宗像市産業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例
古賀市	固定資産税の課税免除	指定地域での新設･増設：2億円以上（用地費除く） ※土地は購入後3年以内に建設に着手したものに限る	常時雇用従業員5人以上	3年間	古賀市企業立地促進条例
うきは市	固定資産税の課税免除	取得価格合計1億円超（農林漁業関連業種に関しては5,000万円超） ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けていること	－	3年間	うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税に関する条例
宮若市	固定資産税の課税免除	1億円超 （農林漁業及びその関連業種に関しては5,000万円超） ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けていること	15人超	3年間	地域未来投資促進法に基づく課税免除条例
嘉麻市	固定資産税の課税免除	2,700万円以上	新設：新規雇用5人以上 増設：新規雇用2人以上	5年間 初年度～3年度 100/100 4年度　60/100 5年度　30/100 ※業種によっては上記課税免除の率にそれぞれ2分の1を乗じた率	嘉麻市企業誘致条例

市町村の優遇制度（税）

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
朝倉市	固定資産税の課税免除	1億円以上 （農産団地は3,000万円超） ※用地費を除く ※課税免除もしくは地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）のいずれか一方の優遇措置が受けられます。	新設：新規雇用10人以上 増設：増加見込5人以上 （市内居住の常用労働者） ※中小企業は除く	3年間 （農産団地は4年間） （免除期間終了後、市内常用労働者の割合により、50/100を更に2年間免除）	朝倉市企業立地促進条例
みやま市	固定資産税の課税免除	2,700万円超（用地費含む）	5人以上 （新規雇用に限らず）	3年間	みやま市工業等振興促進条例
糸島市	固定資産税の課税免除	3,000万円以上（用地費含む） ※土地は所有権移転後3年以内に事業を操業したものに限る。	常時雇用従業員 5人以上	3年間　100% その後 2年間　50%	糸島市企業等立地促進条例
那珂川市	固定資産税の奨励金交付	（対象業種） ⑴ 農業、林業、⑵ 製造業、（木材・木製品製造業（家具を除く。）家具・装備品製造業に限る）、⑶ 情報通信業、⑷ 運輸業、郵便業、⑸ 卸売業、小売業、⑹ 学術研究、専門・技術サービス業、⑺ 宿泊業、飲食サービス業、⑻ 教育、学習支援業、⑼ 医療・福祉（医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。）、⑽ サービス業（他に分類されないもの）（その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。） ⑾その他市長が特に認める事業 ①投下固定資産総額 対象となる業種⑴～⑶、⑽の場合 3,000万円以上 対象となる業種⑷～⑼、⑾の場合 2億円以上	⑴～⑶,⑽の場合 1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用3人以上 ⑷～⑼,⑾の場合 1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用5人以上	3年間	那珂川市企業の誘致等に関する条例
宇美町	固定資産税の課税減額	3,000万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件１を満たすもののほか、町が承認するもの	町内居住者の雇用予定があること（人数要件なし）	3年間	宇美町企業立地及び住宅団地の開発促進条例
	用地提供者（個人・法人）の譲渡所得に係る町県民税の課税免除	3,000万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件１を満たすもののほか、町が承認するもの ※企業立地等の促進のために売却した用地及び建物その他の構造物の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていない用地提供者	－	－	
芦屋町	固定資産税の課税免除	①新設2,000万円超 ②増設1,000万円超 ③移設2,000万円超	①常時従業員4人以上 ②増加する常時従業員 1人以上 ③増加する常時従業員 1人以上 ※町内に住所を有する者の数が1人以上	5年間	芦屋町企業誘致条例
水巻町	固定資産税の課税免除	3,000万円以上	10人以上 （増加雇用人員）	3年以内	水巻町工場誘致条例
岡垣町	固定資産税の課税免除	①新設：3,000万円超 ②増設：2,000万円超 ③移設：3,000万円超	①常時従業員3人以上 ②増加する常時従業員 2人以上 ③増加する常時従業員 3人以上	5年間	岡垣町企業誘致条例

市町村の優遇制度（税）

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
遠賀町	固定資産税の課税免除	新設・増設・移設　2,700万円超 （有形償却固定資産）	常時従業員3人以上	5年間	遠賀町企業誘致条例
小竹町	固定資産税の課税免除	設備投資規模 ●製造業、旅館業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円～1億円) 2,000万円以上(資本金1億円超) ●農林水産物等販売業、情報サービス業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金なし)	－	3年間	小竹町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例
		1億円以上	－	3年間	小竹町地域経済牽引事業促進条例
鞍手町	固定資産税の課税免除	500万円超（用地費除く）	－	3年間	鞍手町工場等設置奨励に関する条例
桂川町	固定資産税の課税免除	減価償却資産2,700万円超	・製造業 ・情報処理サービス業 ・道路貨物運送又はこん包業については、新規15人超	3年間	桂川町企業誘致条例
筑前町	固定資産税の課税免除	1億円超	新設10人以上 増設5人以上	3年間	筑前町企業誘致条例
東峰村	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する法律第24条の規定の適用を受ける事業者500万円超	－	3年間	東峰村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
大刀洗町	固定資産税の課税免除	5,000万円以上	新設　新規常用雇用5人以上 増設　新規常用雇用3人以上	3年間	大刀洗町企業誘致奨励条例
大木町	固定資産税の課税免除 初年度100/100 2年度　75/100 3年度　50/100	（農工地区） 新設1億円 増設6,000万円	20人以上 10人以上	3年間	大木町工場設置奨励に関する条例
香春町	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する法律第24条の規定の適用を受ける事業者500万円超	－	3年間	地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の適用を受ける事業者1億円超（農林漁業関連事業者5,000万円超）	－	3年間	
		地域再生法第17条の2第1項第1号の規定の適用を受ける事業者 3,800万円以上（中小企業者 1,900万円以上）	－		

市町村の優遇制度（税）

市町村名	措置事項	適用基準		適用期間	条例名
		投下固定資本額	従業員		
添田町	固定資産税の課税免除	・製造業・旅館業 新設又は増設した設備の取得金額 500万円以上（資本金5,000万円以下） 1,000万円以上（資本金5,000万円～1億円） 2,000万円以上（資本金1億円超） ・情報サービス業等、農林水産物等販売業 新設又は増設した取得価格 500万円以上 （取得：資本金5,000万円以下） （新規・増設：資本金5,000万円超）	－	3年間	添田町工場等誘致条例
川崎町	固定資産税の課税免除	※対象業種：製造業、ソフトウェア業、旅館業		3年間	川崎町企業の誘致及び育成に関する条例
福智町	固定資産税の課税免除	2,700万円以上	新規常用雇用者及び転属者5人以上	3年間	福智町企業誘致条例
		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定の適用を受ける事業者500万円以上 （業種、資本金により異なる）	－	3年間	福智町企業誘致条例
みやこ町	固定資産税の課税免除	取得等：500万円以上（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものは1,000万円以上、1億円を超える法人が行うものは2,000万円以上） ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の適用が受けられること	10人以上	3年間	みやこ町工場等設置奨励条例
		1億円 （農林漁業関連5,000万円） を超えるもの ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること	－	3年間	みやこ町企業誘致奨励条例
吉富町	固定資産税の課税免除	1億円 （農林漁業及びその関連業種5,000万円） を超えるもの ※福岡県の承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの	－	3年間	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例
上毛町	固定資産税の課税免除	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定の適用を受ける事業者500万円以上 （業種、資本金により異なる）	新規雇用5人以上	3年間	上毛町企業誘致条例
		地域未来投資促進法第25条の規定の適用を受ける事業者1億円以上 （農林漁業関連事業者5,000万円以上）	新規雇用5人以上		
築上町	固定資産税の課税免除	3,000万円	常用従業員数5人以上	初年度～3年目100/100 4年目 60/100 5年目 30/100	築上町企業立地促進条例

課税免除の適用基準等の詳細については、関係市町村にお問合せください。